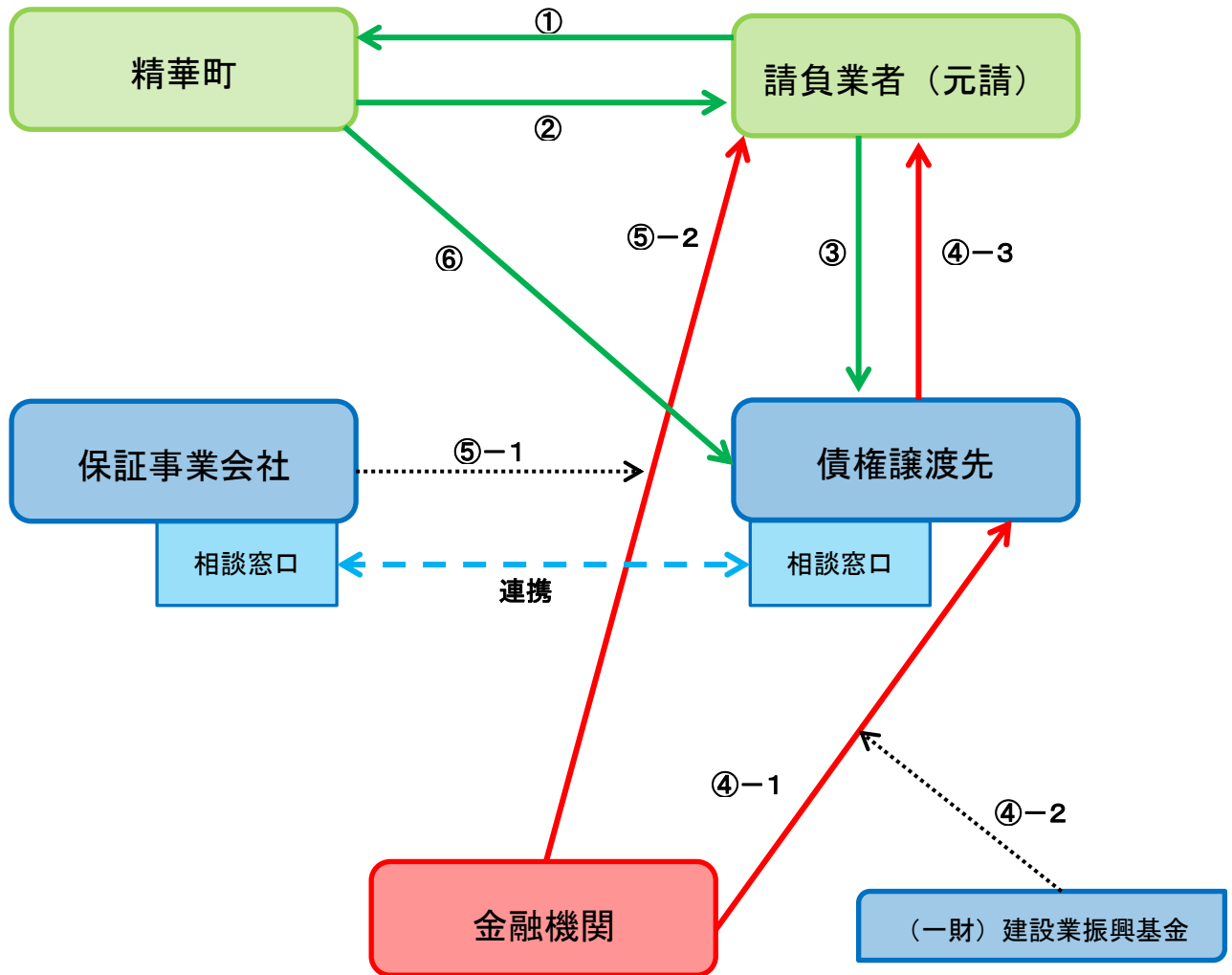


地域建設業経営強化融資制度



- | | | |
|---------------|-------------|-----------|
| ① 債権譲渡の承諾申請 | ④-1 転貨資金の調達 | ⑤-1 債務保証 |
| ② 債権譲渡の承諾 | ④-2 債務保証 | ⑤-2 融資 |
| ③ 工事請負代金債権の譲渡 | ④-3 転貨保証 | ⑥ 工事代金の支払 |

手続きの流れ

- (1) 請負業者は、本町に対して債権譲渡の承諾依頼を行い、承諾を得る。
- (2) 請負業者は、工事請負代金債権を債権譲渡先に譲渡する。
- (3) 請負業者は、一般財団法人建設業振興基金の保証により、債権譲渡先から出来高の範囲内で融資を受ける。
- (4) 未完成部分については、保証事業会社の保証により、金融機関から融資を受ける。
- (5) 工事完成後、本町は工事請負代金を債権譲渡先に支払う。
- (6) 債権譲渡先は融資額を清算したうえで、請負業者に残金を返金する。